

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	中山 幸弘
登録番号又は法人番号	03112548
所属する単位会	茨城県行政書士会
事務所所在地	茨城県坂東市辺田1075番地の11
処分年月日	令和3年2月4日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び令和3年2月5日から廃業するまでの間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会からの再三の会費請求・催告にもかかわらず会費を長期間（12ヶ月以上）滞納し続けている。</li> <li>・会費納入に関する協議を行うための出席要請に対し、正当な理由なく一切応じなかった。</li> </ul>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>茨城県行政書士会会則第14条第1項          会員は、別表第1の定めるところにより、会費を納入しなければならない。</p> <p>※別表第1（会則第6条の2 第6条の4 第14条）          2 会費は毎年原則として1月、4月、7月、10月の月の末日までに当該月を含む3月分の会費を前納するものとする。</p> <p>茨城県行政書士会会則第90条第3項          1 会長は、行政書士業務の適正な運営を図るため、必要があるときは、会員から報告を徴しその会員に必要な勧告又は指示をすることができる。          2 会長は、必要があると認めたときは、会員の業務を調査することができる。          3 会員は、正当な事由がなければ前項の調査を拒んではならない。</p> <p>行政書士法第13条          行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>日本行政書士連合会会則第62条第1項          単位会の会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則を遵守しなければならない。</p> <p>行政書士倫理第25条          行政書士は、法及び法に基づく命令並びに日本行政書士会連合会及び所属する行政書士会が定める規律を遵守しなければならない。</p>